

佐久市テイクアウト等推進事業補助金



要件

- ・商工団体又は市内に主たる事業所を有する事業者
- ・テイクアウト等事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、テイクアウト等事業へ取り組む者(事業者のみ)



補助対象経費

○テイクアウト等事業を行うための費用

(印刷製本費、委託費、外注費(消耗品費)、広報費、器具備品・機械装置費)

○上記に付帯して新型コロナウイルス感染症による生活・経済への影響緩和を図り、来店につなげるためのクーポン券作成及び割引等の費用

(印刷製本費、委託費、割引料)



補助率

○商工団体 補助対象経費の4分の3以内

(商工会議所上限200万円、商工会上限50万円)

○事業者 補助対象経費の10分の10以内 (上限10万円)



申請方法

以下の書類を郵送で申請してください。※郵便物が追跡できる方法でお願いします。

郵送先: 〒385-0051 佐久市中込3056番地

佐久市役所経済部商工振興課佐久市テイクアウト等推進事業補助金担当あて

共通書類

- ・佐久市テイクアウト等推進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業実施計画書(様式第1号の2)
- ※事業実施済みの場合、事業完了報告書(様式第4号の2)と同じ内容を記載してください。
- ・食品営業許可の写し(事業者のみ)

事業を実施済みの場合(令和2年4月1日以降に実施したものに限りです)

- ・佐久市テイクアウト等推進事業補助金実績報告書(様式第4号)
- ・事業完了報告書(様式第4号の2)
- ・補助対象経費に係る領収書等の写し、成果物等(写真等)
- ・佐久市テイクアウト等推進事業補助金交付請求書(様式第5号)

これから事業を実施する場合

- ・佐久市テイクアウト等推進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業実施計画書(様式第1号の2)
- ・食品営業許可の写し(事業者のみ)
- ・佐久市テイクアウト等推進事業補助金交付概算払請求書(様式第2号)
- 補助金の早急な交付を希望する場合は提出してください。

○お問い合わせ 佐久市商工振興課 62-3265(直通)